

第8回国際絹業会議に出席して

横浜生糸検査所長 農学博士 大 岡 忠 三

本年6月ロンドンにおける国際絹業会議の数々の委員会の中で生糸検査格付に関する討議はまず最初に技術調査委員会の技術グループで行なわれ、ついでギヤダム氏を委員長とする格付小委員会で詳細に検討、議論されて技術面からの結論に到達し、さらに最後にシユルテス氏を委員長とする第3部会で生糸の取引の面からも詳細に検討された結果次のような結論を得た。

1. 生糸の格付表を三つの種類に区分する。
 - a. 18デニール以下
 - b. 19～33デニール
 - c. 34デニール以上
2. 18デニール以下D格まで
19デニール以上E格まで
としてそれ以下の格を廃止する。
3. 織度偏差検査を主要検査とし、織度最大偏差検査を補助検査とする。
4. 10 mm 以上の大わ節、さけ節を中節とし、10 mm 以上のつなぎ節を大節として採点する。
大中節の限度は現行通りとする。
5. 小節劣等点制度を導入し、これを主要検査とする。
6. 再繰検査は1957年の日本案の格付限度を採用する。すなわち
6A～4A 3A～A B～C D E
6回以下 10" 15" 20" 20回以上
7. 糸条斑標準写真の100点パネルを新しい標準写真に改める。
これらの決定事項の外に次の諸点を要望するということになった。

(エクスフォリエーション)

エクスフォリエーション検査の新しい国際標準方法を採用すること、そして輸出生糸の2A格以上のものについては全部この検査を行なつてその成績を検定証に記載することを要望する。

(抱合)

技術調査委員会はこの検査をもつと実用的なものとするために摩擦回数の限度を相当あげてを研究する。また日本の代表は抱合とエクスフォリエーションの間に何か関係があるかどうかについて研究するよう依頼された。

(練減)

委員会は生糸のセリシン量の増加を認めている。これは現在検査として行なわれてはいないがこの問題の検討についてはこの委員会は充分なものでないと言われた。

(糸条斑の電氣的検査)

糸条斑を従来のごとく肉眼的に検査せず電氣的に測定する方法のナショナル・テスト・ハウスによる研究と報告がされ、この線に沿う研究をすすめることが要望された。

そして「第3部会は6月15日の会合にて生糸格付小委員会の勧告を受理した。

同部会は糸条斑100点標準写真についてはなお異論もあるので、これを除いて全面的にその勧告に同意するものである。

日本は1962年1月1日より第1項目より第6項目を実施することになるが、糸条斑100点標準写真については一層の研究を行なうべきである。しかし日本が原案に固執するものならば、第3部会としてはやむを得ず糸条斑100点標準写真の原案に同意する。」

という結論を得たわけである。

これらの問題について会議の内容を説明することにした。